

# お客さまサービスの充実をめざして

水道庁舎1階にある水道お客さまセンターでは、水道の使用開始届・中止届の受付や検針及び料金収納等の業務を行っています。平成16年12月から民間事業者に業務を委託し、平日だけでなく休日(1月1日～3日は除く)にも業務を行う等、お客さまサービスの向上や事業経営の効率化を進めています。

また、配水管から水道メーターまでの給配水管漏水時の修繕業務等も委託しています。

なお、令和2年度より、お客さまサービスのさらなる向上のため、給水装置関連業務や排水設備関連業務も、水道お客さまセンター業務として委託を進め、上下水道に関する手続きのワンストップサービス化を図っています。



## 水道料金・下水道使用料 料金表

加古川市の水道料金・下水道使用料の料金体系は次のとおりとなっています。

### ●水道料金(2か月につき) (水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 1.1 (消費税分))

口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200	300
基本料金	10m <sup>3</sup> まで 1,690円	10m <sup>3</sup> まで 1,890円	10m <sup>3</sup> まで 2,820円	13,200円	21,600円	48,400円	84,400円	191,900円	304,900円	876,000円
一般用 従量料金	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき33円			40m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき125円						
	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき125円									
				40m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき		174円				
				100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき		239円				
			500m <sup>3</sup> を超える分1m <sup>3</sup> につき		256円					
湯屋用				基本料金+1m <sup>3</sup> につき		93円				
臨時用				基本料金+1m <sup>3</sup> につき		435円				

### ●下水道使用料(2か月につき) (下水道使用料 = (基本料金 + 超過料金) × 1.1 (消費税分))

汚水の種別	使用料				
	基本料金	10m <sup>3</sup> まで 1,800円			
一般汚水	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> 超20m <sup>3</sup> まで	40円	300m <sup>3</sup> 超500m <sup>3</sup> まで	270円
		20m <sup>3</sup> 超50m <sup>3</sup> まで	120円	500m <sup>3</sup> 超1,000m <sup>3</sup> まで	320円
		50m <sup>3</sup> 超100m <sup>3</sup> まで	170円	1,000m <sup>3</sup> 超2,000m <sup>3</sup> まで	370円
		100m <sup>3</sup> 超300m <sup>3</sup> まで	220円	2,000m <sup>3</sup> を超える分	420円
公衆浴場汚水	従量料金	1m <sup>3</sup> につき 78円			

## 広報紙「かこ水だより」の発行

加古川市の上下水道事業について理解を深めてもらうため、若手職員で構成した広報プロジェクトチームが中心となって作成しています。今後も年2回程度発行し上下水道に関する様々なお知らせを発信していきます。バックナンバーは上下水道局HPに掲載しています。



Pick up

# 水道のあゆみ

昭和25年6月に加古川町、神野村、野口村、平岡村、尾上村が合併して市制を施行。これを契機に上水道布設の機運が高まり、昭和28年4月15日に上水道の給水を開始しました。その後、市の発展に伴う人口の増加や生活様式の変化などによって、水需要も大きく伸びていきました。これにこたえるため4回にわたり事業を拡張していきました。



加古川町における配水管布設工事

昭和25年 12月	市議会で水道布設事業が可決	昭和62年 4月	福留配水池の供用を開始
昭和26年 2月	厚生省から水道創設事業の認可を得る	昭和63年 11月	東神吉水源地からの給水を開始
昭和28年 4月	中津水源地からの給水を開始	昭和63年 12月	加古川の水利権40,000m <sup>3</sup> /日の許可を得る
昭和36年 12月	第1次拡張事業認可(給水人口の変更)	平成元年 2月	加古川大堰からの取水及び県営水道からの受水を開始
昭和42年 5月	神野水源地からの給水を開始	平成10年 4月	播磨町との連絡管設置 (その後、明石市、高砂市、稲美町との連絡管も設置)
昭和44年 2月	第2次拡張事業認可(大野水源地新設)	平成16年 7月	水道お客さまセンター開設
昭和46年 5月	大野水源地からの給水を開始	平成16年 12月	水道お客さまセンター業務の一部を民間事業者に委託 (平成17年4月から全面委託)
昭和48年 3月	第3次拡張事業認可 (中西条水源地・東神吉水源地新設)	平成17年 4月	中西条浄水場運転管理業務の一部を民間事業者に委託
昭和49年 10月	中西条水源地に浄水施設が完成 水道庁舎が完成	平成21年 3月	加古川市水道ビジョン2018策定
昭和49年 12月	中西条水源地からの給水を開始	平成21年 11月	水道庁舎移転(野口町良野398-1へ)
昭和51年 1月	城山配水池が完成	平成22年 12月	西部水源地からの給水を開始
昭和54年 2月	水道事業所を水道局に名称変更	平成27年 4月	水道局と下水道部を上下水道局に組織統合
昭和55年 7月	加古川大堰建設基本計画 (新規水利権40,000m <sup>3</sup> /日)に同意	平成31年 3月	中西条浄水場運転管理業務を民間事業者に全面委託 加古川市水道ビジョン2028策定
昭和56年 4月	中西条浄水場に浄水施設を増設		
昭和57年 3月	第4次拡張事業認可		

# 下水道のあゆみ

加古川市下水道事業は、昭和38年10月に尾上処理区において事業着手し、昭和42年6月に供用開始しました。その後整備区域を拡大し、市街化区域の下水道整備は概ね完了しました。令和7年度を目標に市街化調整区域における下水道整備を進めています。

昭和38年 10月	公共下水道の事業認可及び事業着手 (尾上処理区)	平成 7年 9月	特定環境保全公共下水道事業に着手
昭和41年 6月	神野団地雨水ポンプ場を 県より譲渡される	平成 9年 10月	西脇雨水ポンプ場の供用開始
昭和42年 4月	加古川市下水道条例制定	平成13年 6月	池尻中継ポンプ場の供用開始
昭和42年 6月	尾上終末処理場が一部完成 尾上処理区の一部を供用開始	平成15年 8月	石守中継ポンプ場の供用開始
昭和47年 3月	安田中継ポンプ場の供用開始	平成20年 3月	別府川13-5号雨水幹線整備工事完成
昭和57年 8月	中島雨水ポンプ場の供用開始	平成27年 3月	公共下水道整備区域の見直し
昭和62年 11月	加古川下流域下水道事業認可	平成27年 4月	地方公営企業法適用及び水道局と組織統合 加古川市下水道ビジョン策定
昭和63年 4月	加古川下流域関連公共下水道の事業認可	平成31年 3月	加古川市下水道ビジョン2028策定
平成 6年 3月	新野辺雨水ポンプ場の供用開始		
平成 6年 12月	市街化調整区域の一部を特定環境保全公共 下水道事業として事業認可		